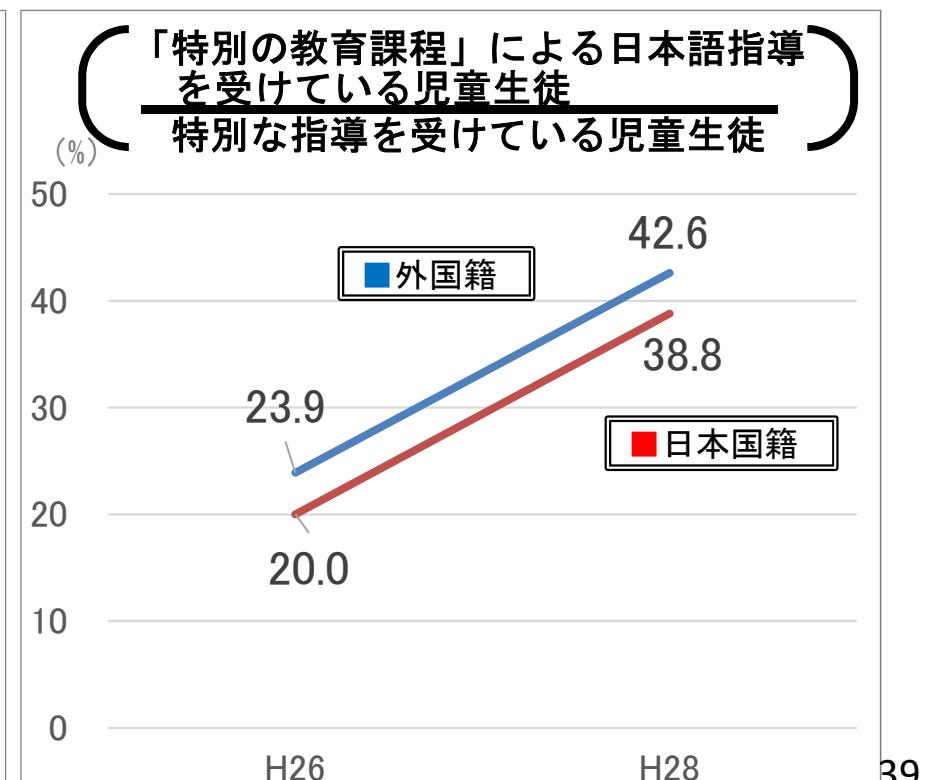
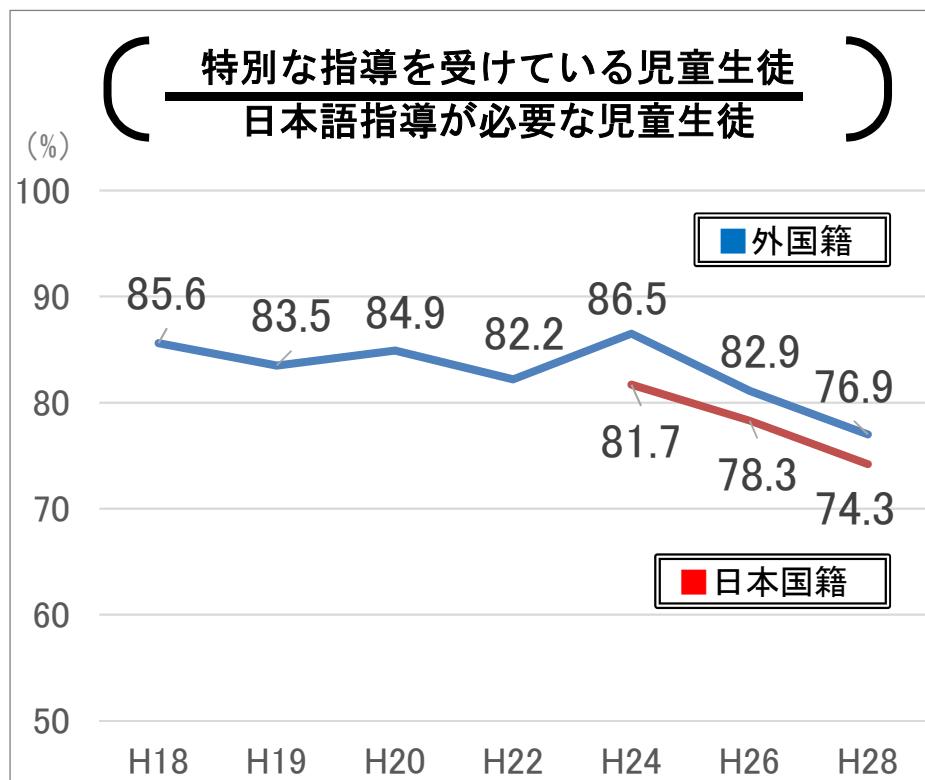


## 帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で76.9% (6ポイント減)、日本国籍の者で74.3% (4ポイント減)となっている。

このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」<sup>(※)</sup>を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ42.6 % (18.7ポイント増)、38.8 % (18.8ポイント増)となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。



## 教員勤務実態調査（平成28年度）集計【確定値】～勤務時間の時系列変化～

- 「教育政策に関する実証研究」の一環として、教員の勤務実態の実証分析を平成28～29年度の2か年で実施し、平成29年4月28日に速報値を公表。（調査期間：H28年10月～11月のうちの1週間。対象：小学校400校、中学校400校（確率比例抽出により抽出。）に勤務する教員。）
- 前回調査（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。

● 教員の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

平日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32

土日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49

※28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む（主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）。

※平成28年度の小学校教員のうち882人（12.5%）、中学校教員のうち719人（8.9%）が、土曜日・日曜日のいずれかが勤務日に該当している。

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

● 教員の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	55:03	52:19	+2:44	56:00	53:23	+2:37
副校長・教頭	63:38	59:05	+4:33	63:40	61:09	+2:31
教諭	57:29	53:16	+4:13	63:20	58:06	+5:14

※28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

# 我が国の教員免許制度について

## 1. 免許状主義と開放制の原則

### 免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

### 開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

## 2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状  
(有効期間10年)

② 特別免許状  
(有効期間10年)

③ 臨時免許状  
(有効期限3年)

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

○ 授与権者：都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状：全ての都道府県
- ・特別免許状
- ・臨時免許状 } 授与を受けた  
} 都道府県内

## 普通免許状

- ① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

[ 教科に関する科目  
教職に関する科目 ]

⇒

教員免許状

- ② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

## 特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

## 臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

### 3. 免許状主義の例外

#### ① 特別非常勤講師

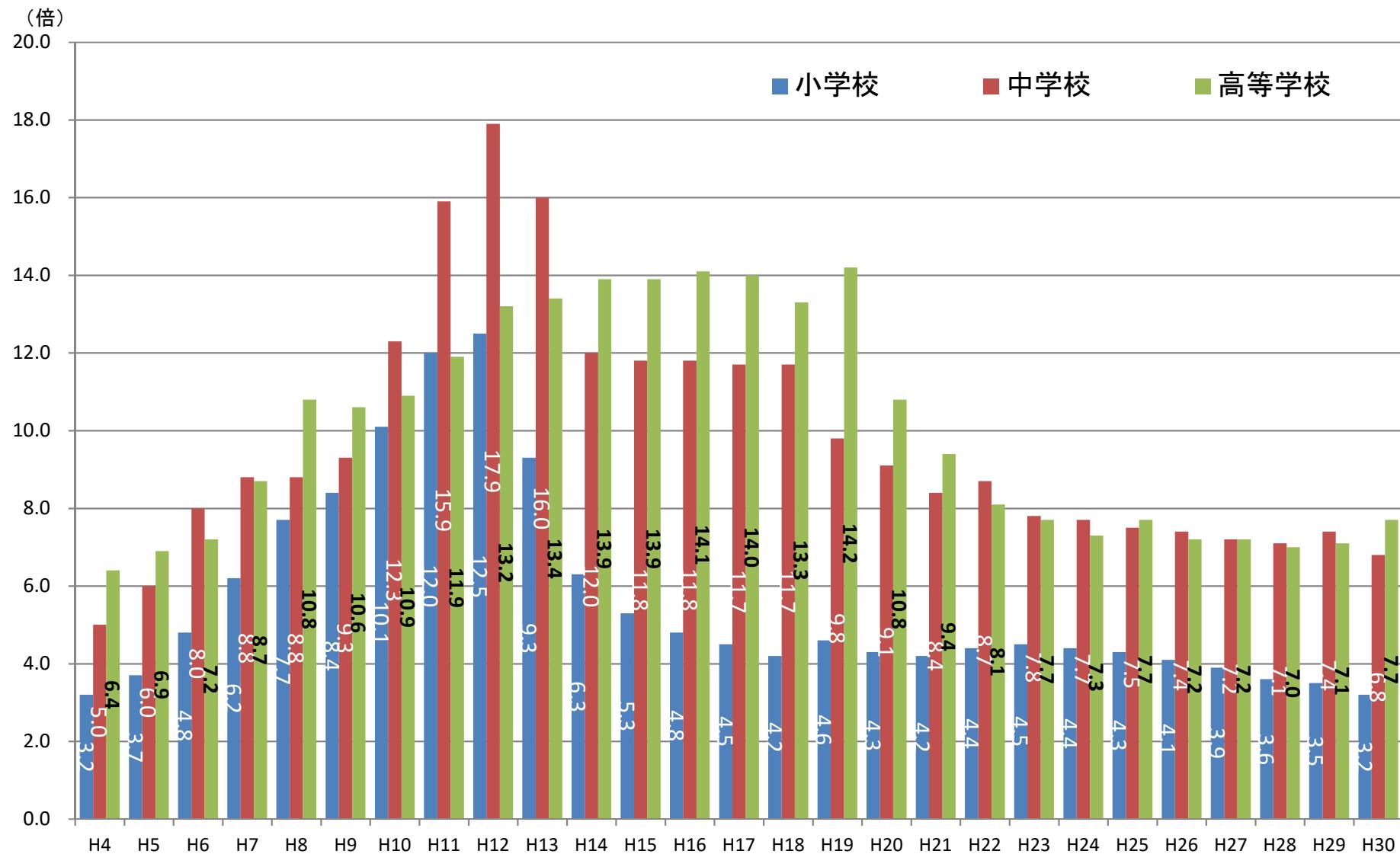
多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

#### ② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学校部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

# 公立学校教員採用選考試験の倍率の推移



出典:文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

# 教員研修の実施体系

	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目
国レベルの研修 (独教職員支援機構で実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校経営力の育成を目的とする研修</li> </ul>						
都道府県教委等が実施する研修 (公立学校の教員に係るもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法定研修(原則として全教員が対象のもの)           <ul style="list-style-type: none"> <li>初任者研修</li> <li>中堅教諭等資質向上研修</li> </ul> </li> <li>●教職経験に応じた研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>5年経験者研修</li> <li>20年経験者研修</li> </ul> </li> <li>●職能に応じた研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒指導主任研修など</li> <li>新任教務主任研修など</li> <li>教頭・副校長・校長研修など</li> </ul> </li> <li>●長期派遣研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>大学院・民間企業等への長期派遣研修</li> </ul> </li> <li>●専門的な知識・技能に関する研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>教科指導、生徒指導等に関する専門的研修</li> </ul> </li> <li>●指導が不適切な教員に対する研修           <ul style="list-style-type: none"> <li>指導改善研修</li> </ul> </li> </ul>						

# 新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（中間まとめ）【概要】

○「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するために、①遠隔教育の推進による先進的な教育の推進、②教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用、③先端技術活用のための環境整備、に関する取組を強力に実行していく。

「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するため、  
I C Tを基盤とした遠隔技術などの最適な先端技術を活用

I C Tを基盤とした先端技術は、教師の活動を置き換えるものではなく、「子供の力を最大限引き出す」ために支援・強化していくもの



- 良質な授業・コンテンツの提供
- 児童生徒の効果的な学びの支援
- 教師の経験知と科学的視点のベストミックス（E B P Mの促進）
- 校務の効率化

## 【公教育の役割】

各教科の本質的理解

協働学習・学び合い

日本人としての  
社会性・文化的価値観の醸成

## ① 遠隔教育の推進による先進的な教育の推進

### <遠隔教育の K P I >

遠隔教育を実施したいが、できていない学校の割合

… 2 0 2 3 年度 0 % (※初等中等教育段階の学校)

- 遠隔教育の連絡先の紹介をはじめとした様々な支援・助言が受けられる環境の整備
- 「遠隔教育特例校」の創設を含めた、実証的取組の推進

## ② 教師・学習者を支援する先端技術の効果的な活用

先端技術を活用するにあたって、どのような場面で使うことが効果的なかについて整理した基本的な考え方等を整理

## ③ 先端技術の活用のための環境整備

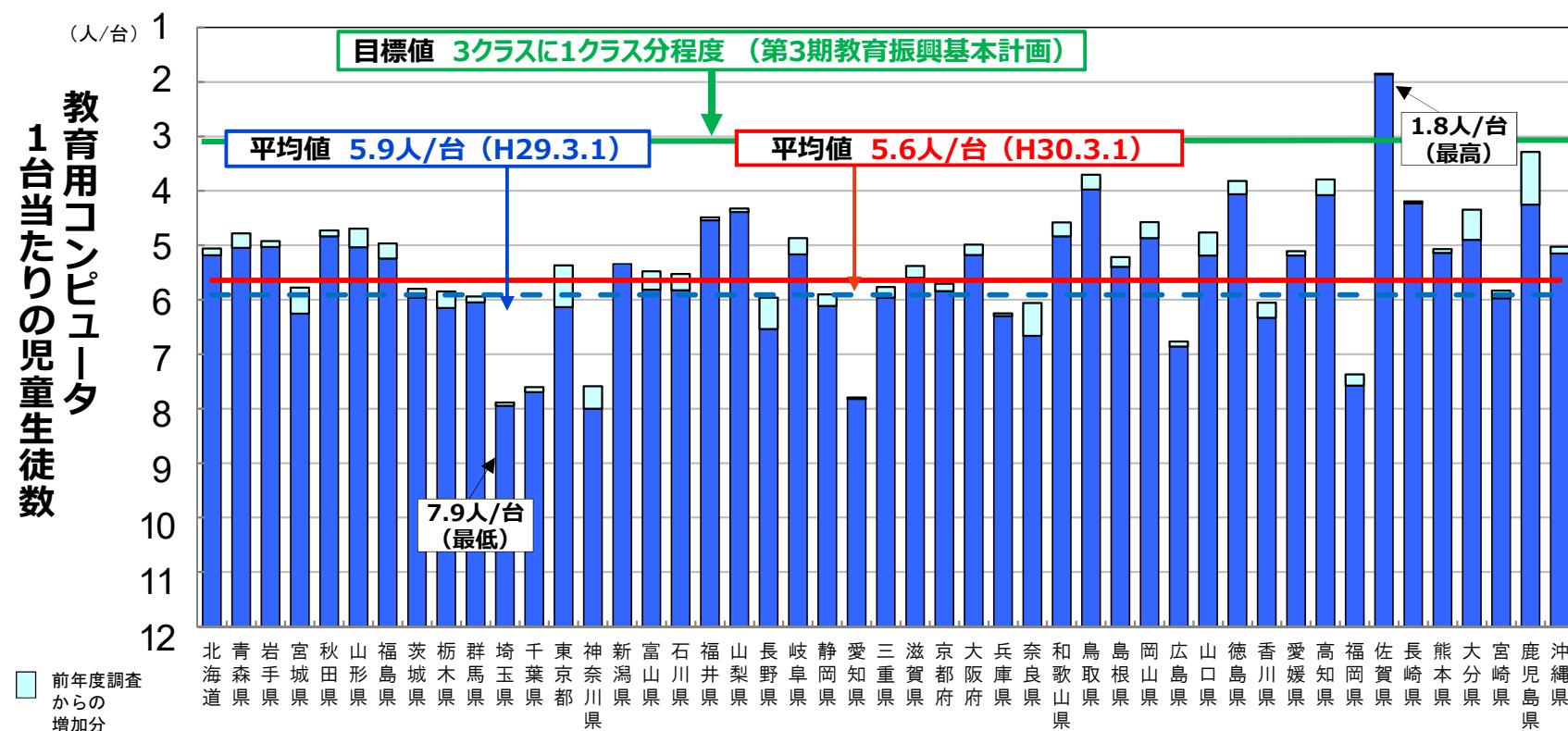
- 世界最高速級の学術通信ネットワーク「SINET」の初等中等教育への開放
- パブリッククラウドの利活用に向けた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の在り方の検討
- 安価な環境整備に向けた具体策の検討・提示
- 学校のICT環境の現状の「見える化」や、「ICT活用教育アドバイザー」の活用促進など関係者の専門性を高める取組の推進

# 学校のICT環境整備の現状 (平成30(2018)年3月)

( )は前回調査(平成29年3月1日)の数値

平成30(2018)～2022年度の目標

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	<u>5.6人/台</u> (5.9人/台)	(目標: 3クラスに1クラス分程度)
②普通教室の無線LAN整備率 普通教室の校内LAN整備率	<u>34.5%</u> (29.6%) <u>90.2%</u> (89.0%)	(目標: 100%) (目標: 100%)
③超高速インターネット接続率 ( 30Mbps以上) 超高速インターネット接続率 (100Mbps以上)	<u>91.8%</u> (87.3%) <u>63.2%</u> (48.3%)	(目標: 100%)
④普通教室の電子黒板整備率	<u>26.8%</u> (24.4%)	(目標: 100% (1学級当たり1台))



ホームページで全市町村別の状況を公開 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1408157.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1408157.htm)

(出典: 学校における教育の情報化の実態等に関する調査 (平成30年3月現在) )

# 学校のICT環境整備に係る地方財政措置

## 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」が明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じること**とされています。

### 目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担任する教師1人1台**
- 大型提示装置・实物投影機 **100%整備**  
各普通教室**1台**、特別教室用として**6台**  
(实物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**
- 上記のほか、学習用ツール<sup>(※)</sup>、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバー、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備  
(※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通で必要なソフトウェア

・1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現



### 標準的な1校当たりの財政措置額

#### 都道府県

高等学校費 **434** 万円 (生徒642人程度)

特別支援学校費 **573** 万円 (35学級)

#### 市町村

小学校費 **622** 万円 (18学級)

中学校費 **595** 万円 (15学級)

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額（単年度）を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

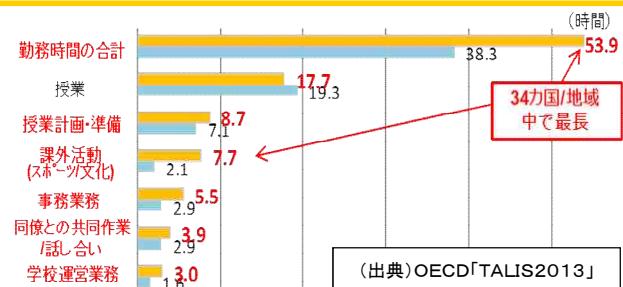
# チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

## 1. 「チームとしての学校」が求められる背景

### (1)新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「社会に開かれた教育課程」を実現することが必要。
- そのためには、「アクティブ・ラーニング」の視点を踏まえた指導方法の不斷の見直しによる授業改善や「カリキュラム・マネジメント」を通した組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。



### (2)複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、学校の抱える課題が複雑化・多様化。
- 貧困問題への対応など、学校に求められる役割が拡大。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、心理や福祉等の専門性が求められている。



### (3)子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、学習指導、生徒指導、部活動等、幅広い業務を担い、子供たちの状況を総合的に把握して指導している。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の専門スタッフの配置が少ない。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

## 2. 「チームとしての学校」の在り方

### (1)「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていくことが必要である。

### (2)「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

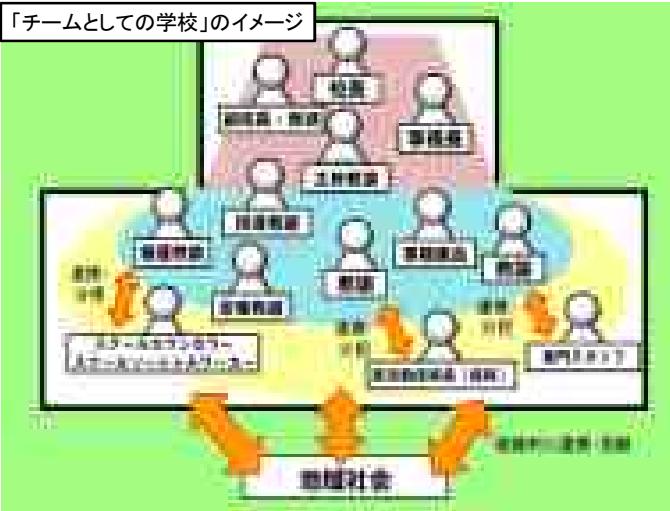
学校と家庭、地域との連携・協働によって、共に子供の成長を支えていく体制を作ることで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようすることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく必要がある。

### (3)国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行うことが重要である。

### 3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



#### (1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようになるため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

##### ①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

##### ③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

##### ②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

#### (2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

##### ①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

##### ②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的な展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

##### ③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

#### (3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようになるため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

##### ①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの待遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

##### ②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

##### ③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

## 学校に置かれる専門スタッフ

職名	職務内容等	資格	配置状況等	財政措置(国)
スクールカウンセラー	心理に関する高度な専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	8,782人（H29） (※補助金等対象者)	予算補助 (1／3等)
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを実施	社会福祉士 精神保健福祉士 等	2,041人（H29） (※補助金対象者)	予算補助 (1／3等)
医療的ケアを行う看護師等	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施	看護師、准看護師、保健師、助産師	1,272人(H28) (※補助金対象者)	予算補助 (1／3)
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等を実施	なし	59,714人(H29.5.1時点)	地方交付税措置
言語聴覚士(ST)、作業療法士(OT)、理学療法士(PT)、等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	700人(H28) (※補助金対象者)	予算補助 (1／3)
就労支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国38地域において、計58人を配置(H28)	委託事業を実施
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務等)を支援	なし	2,542人(H29.3月時点)	地方交付税措置
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	なし	22,262人(H28.4.1時点)	地方交付税措置
外部指導者(部活動)	部活動における技術指導	なし	41,075人(H29.6-8時点) ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし
外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	5,044人 ※JETのみ(H30.7.1時点)	地方交付税措置 (JET)
サポートスタッフ	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポート	なし	7,700人(H30) (※予算積算上人数)	予算補助 (1／3)
	スクール・サポート・スタッフ	なし	3,000人(H30) ※	予算補助 (1／3)
	中学校における部活動指導員	なし	4,500人(H30) ※	予算補助 (1／3)

## 学校におかれる教諭以外の主な職について

### 副校長

職務内容: 校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。(学校教育法第37条第5項等)

【設置人数: 3, 826名】

### 教頭

職務内容: 校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。(学校教育法第37条第7項等)

【設置人数: 33, 102名】

### 主幹教諭

職務内容: 校長、副校长及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。  
(学校教育法第37条第9項等)

【設置人数: 21, 603名】

### 指導教諭

職務内容: 児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。(学校教育法第37条第10項等)

【設置人数: 2, 545名】

### 養護教諭

職務内容: 児童の養護をつかさどる。(学校教育法第37条第12項等)

【設置人数: 35, 178名】

### 栄養教諭

職務内容: 児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。(学校教育法第37条第13項等)

【設置人数: 6, 331名】

### 事務職員

職務内容: 事務をつかさどる。(学校教育法第37条第14項等)

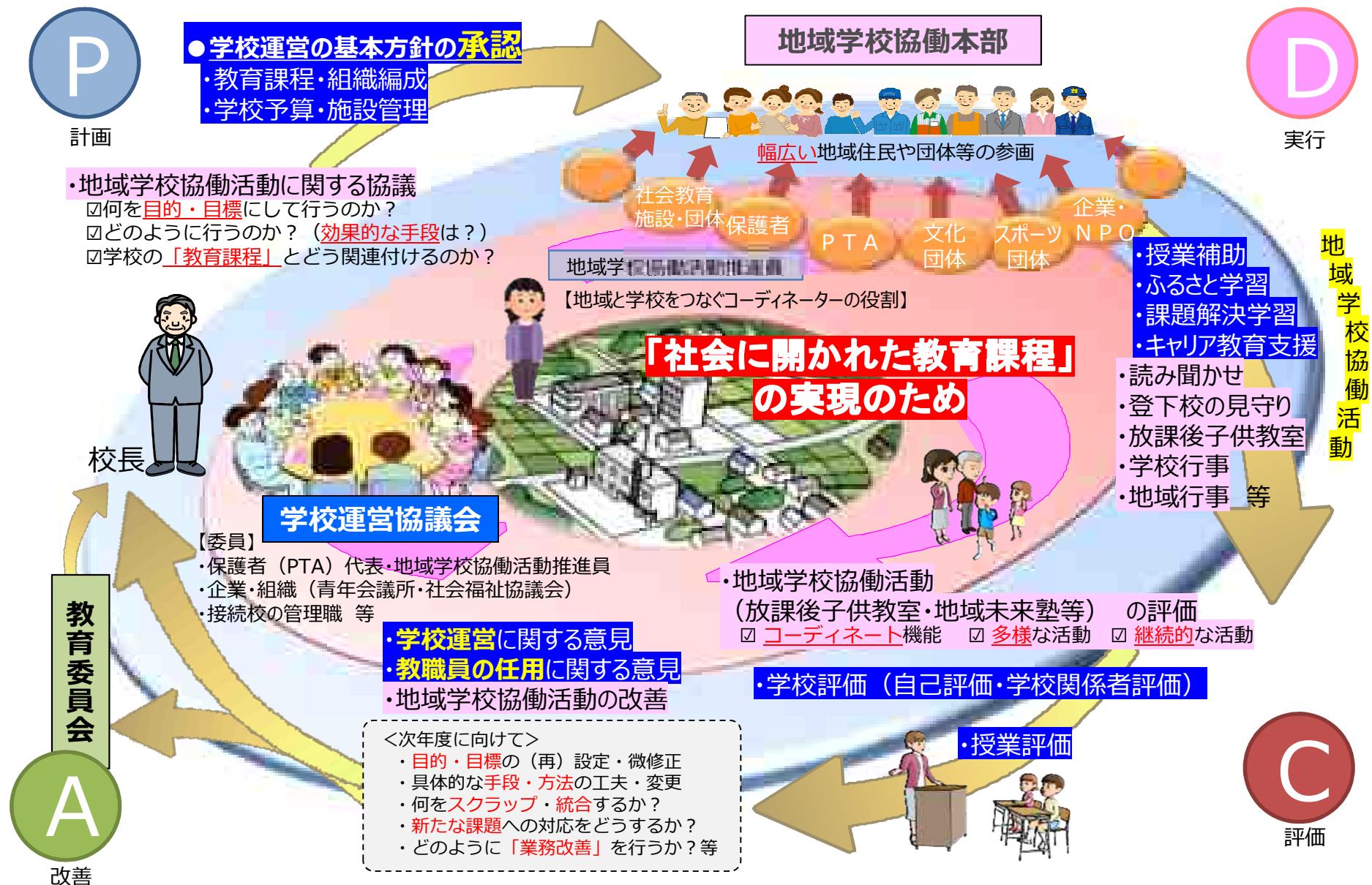
【設置人数: 54, 975名】

※人数はいずれも、公立学校(小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、  
特別支援学校)における数値。

(出典)学校基本調査(平成30年度)

51

## 「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



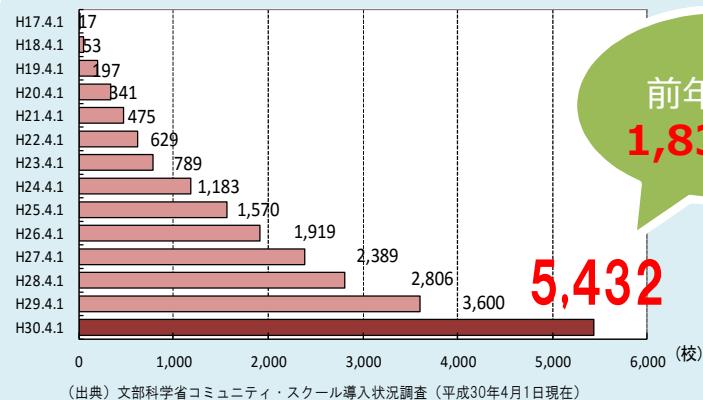
## コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況【学校数】

### 学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 **5,432校** (平成30年4月1日現在)

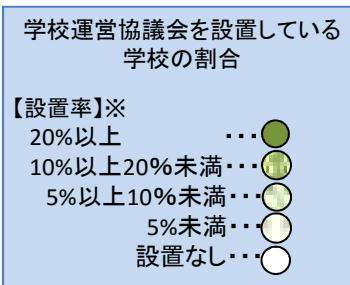
(幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校382、特別支援学校106)

全国の学校のうち、**14.7%**がコミュニティ・スクールを導入

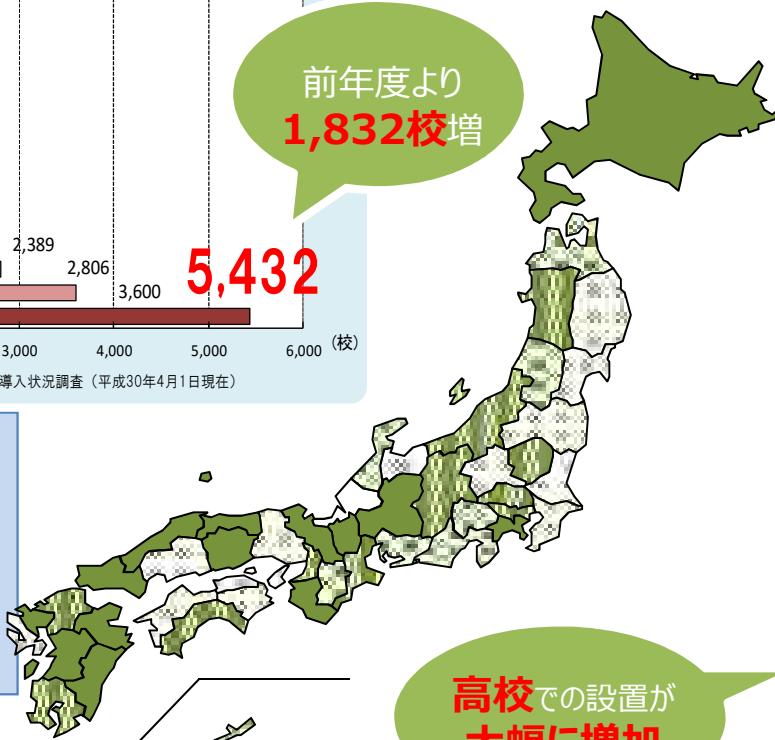


前年度より  
**1,832校**増

**5,432**



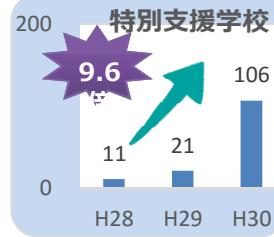
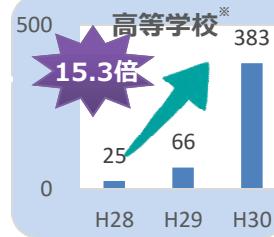
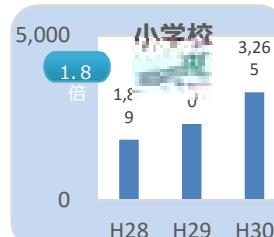
※母数は平成30年4月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。



高校での設置が  
**大幅に増加**

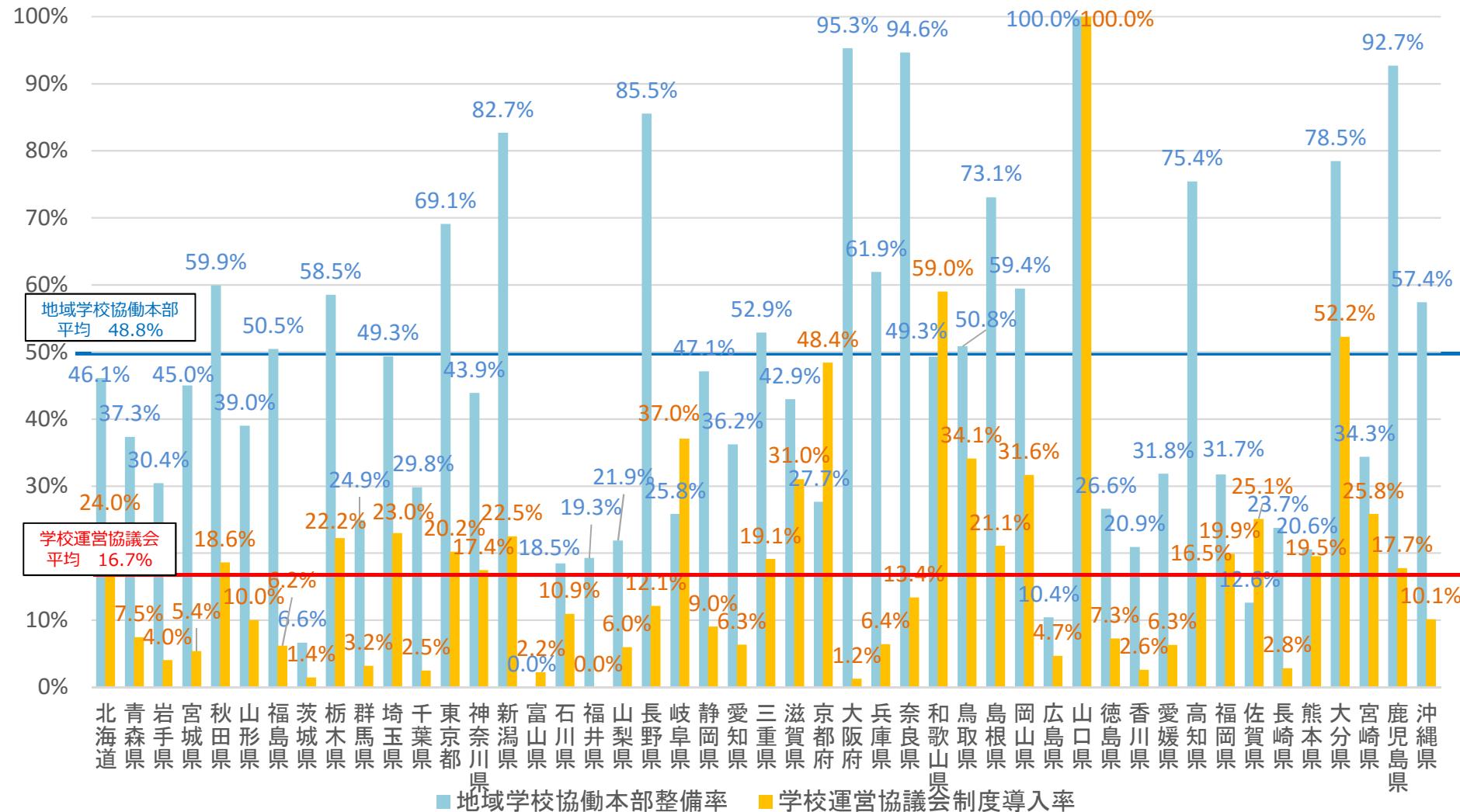
### ◆校種別の設置状況（3年経過）

※倍数はH28とH30の比較



## 地域学校協働本部整備率と学校運営協議会制度の導入率（都道府県別）

地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,001校（小学校：9,743校、中学校：4,222校、義務教育学校：36校）  
 学校運営協議会制度を導入している公立小・中・義務教育学校数：4,796校（小学校：3,265校、中学校：1,492校、義務教育学校：39校）  
 （全国の地域学校協働本部数：8,505本部）

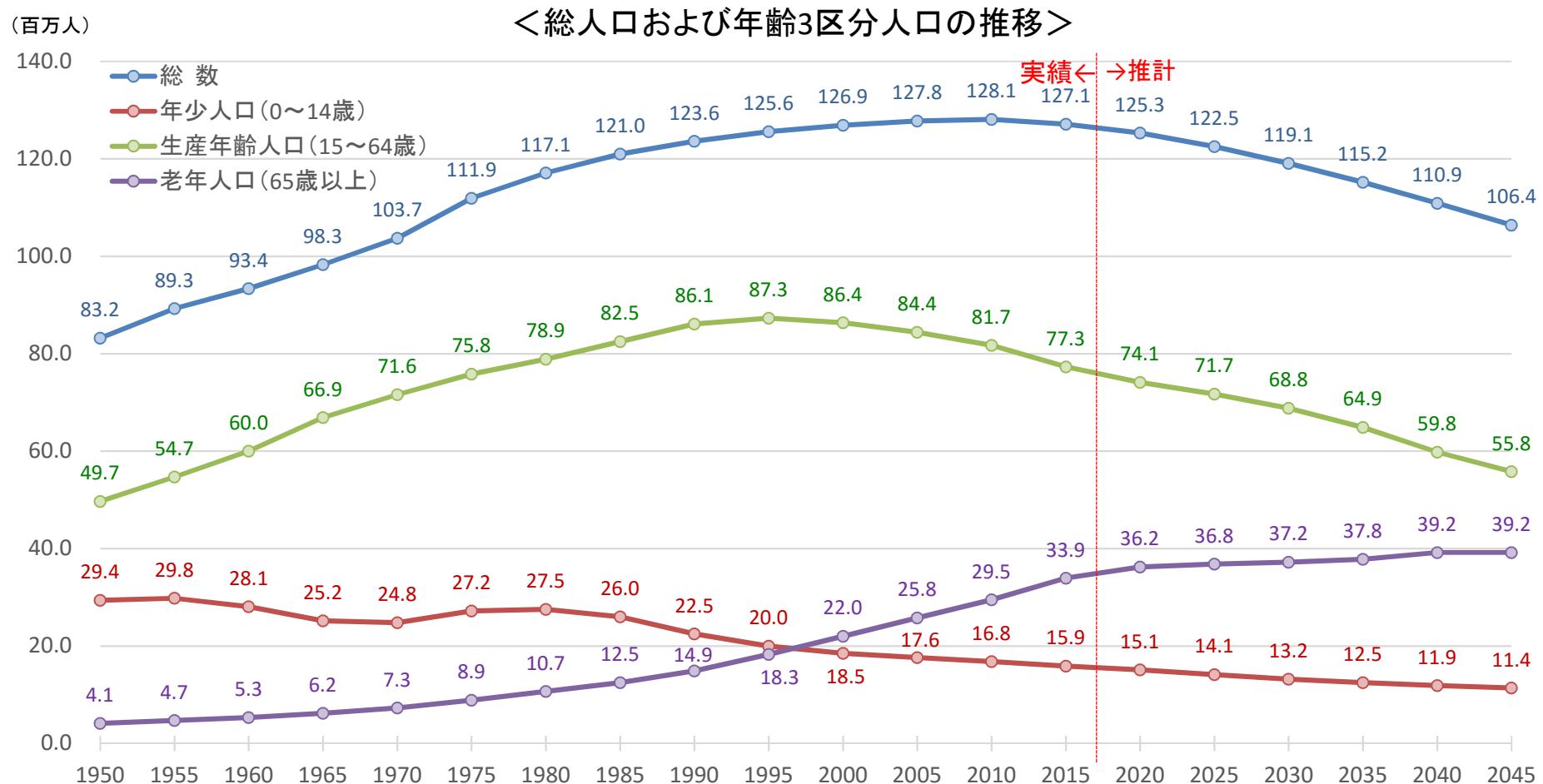


文部科学省・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター調査  
 (平成30年5月時点)による。国庫補助対象外の取組を含む。

文部科学省コミュニケーションスクール導入状況調査(平成30年4月時点)による。

## 人口推移の予測

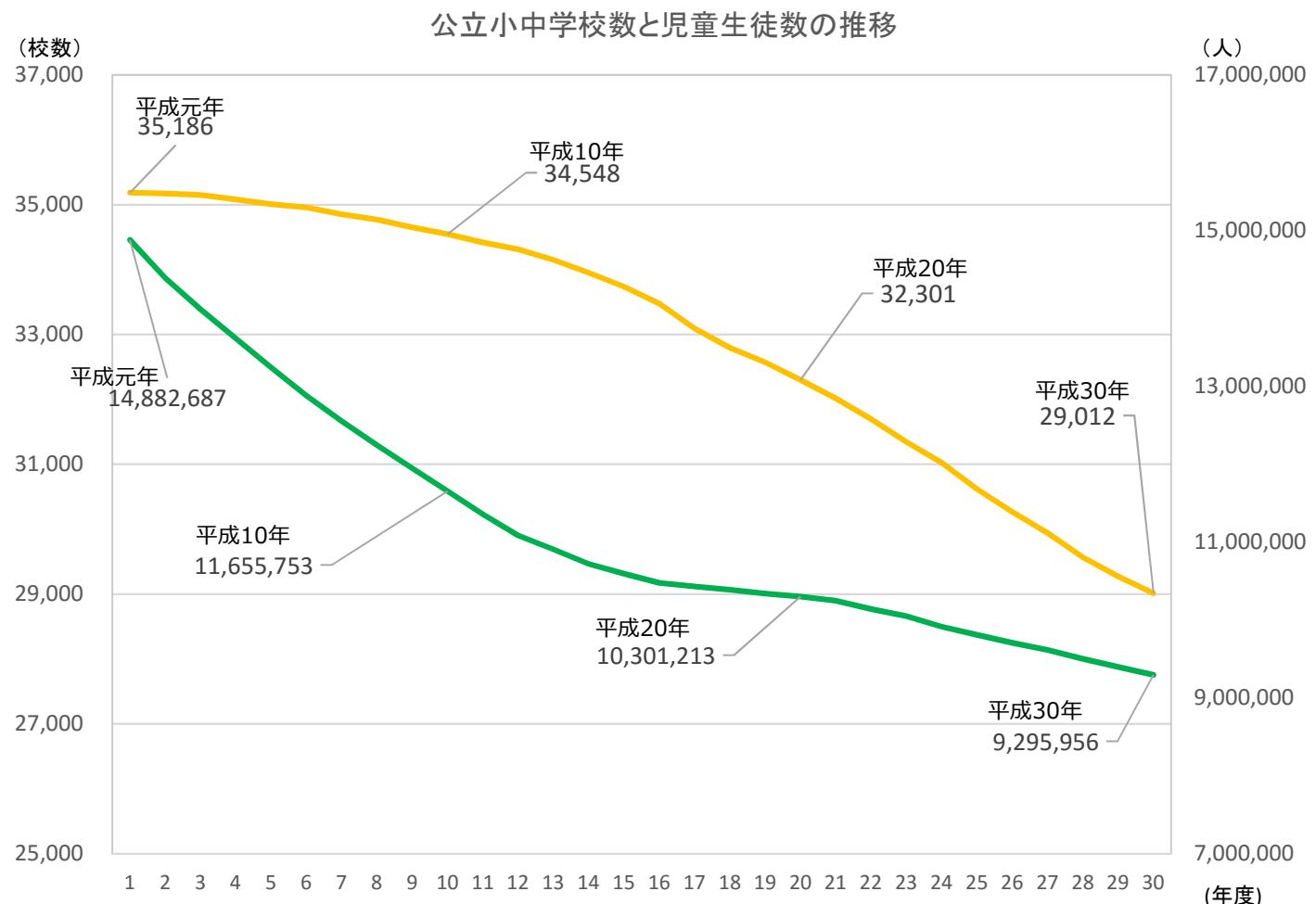
- 総人口は2008年をピークに減少を始め、2040年には1億1,000万人程度となる。生産年齢人口の減少も加速し、2040年には毎年100万人程度の減少が見込まれる。



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位))  
※1950-1970年は沖縄県を含まない。実績は年齢不詳を按分した人口による。

## 公立小中学校数と児童生徒数の推移（H 1～H 30）

- 過去10年間で公立小中学校の学校数は10.2%(3,289校)減少。
- 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は9.8%(1,005,257人)減少。
- 1市町村に1小学校1中学校等という市町村は232(13.3%)ある。



出典：文部科学省 学校基本調査

# 平成30年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(概要)

調査対象／調査時点:全市区町村／平成30年8月1日、全都道府県／平成30年10月22日

※各自治体からの回答のうち主たるもの掲載

## 主なポイント

### 都道府県調査

#### ■ 域内の市区町村における小中学校の規模適正化に関する現状認識

- ・すべての市区町村において検討課題 4%
- ・半分以上の市区町村において検討課題 77%
- ・一部の市区町村において検討課題 19%

#### ■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

- 積極的に支援している 11% / 要請に応じて支援している 79%
- (内容)・激変緩和のための学習面・生活面の支援の観点から的人事面での措置 52%  
・統合校の教職員定数減の緩和措置 52% 等

#### ■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

- 行っている 85%  
(内容)・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 83% 等

#### ■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 98%
- ・施設整備への補助 85%
- ・スクールバス導入費用への補助 81%
- ・統合が困難な小規模校等への支援の充実 64% 等

### 市区町村調査

#### ■ 学校規模の適正化を図るまでの課題や懸念

- ・保護者や地域住民との合意形成 90%
- ・地域コミュニティの維持 62%
- ・地理的要因、交通事情 60% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

#### ■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 82%
- ・施設整備への補助 77%
- ・スクールバス導入費用への補助 59% 等

#### ■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- ・校舎の新增築・改修事業への補助 73%
- ・事務量・調整業務増に対する人事面での措置 61%
- ・スクールバス・ポートへの補助 58%
- ・統合校の教職員定数減の緩和措置 57%
- ・通学対策事業への補助 55%
- ・学習・生活面の支援に係る人事面での措置 55% 等

#### ■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための都道府県からの支援の要望

- ・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 75% 等

#### ■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

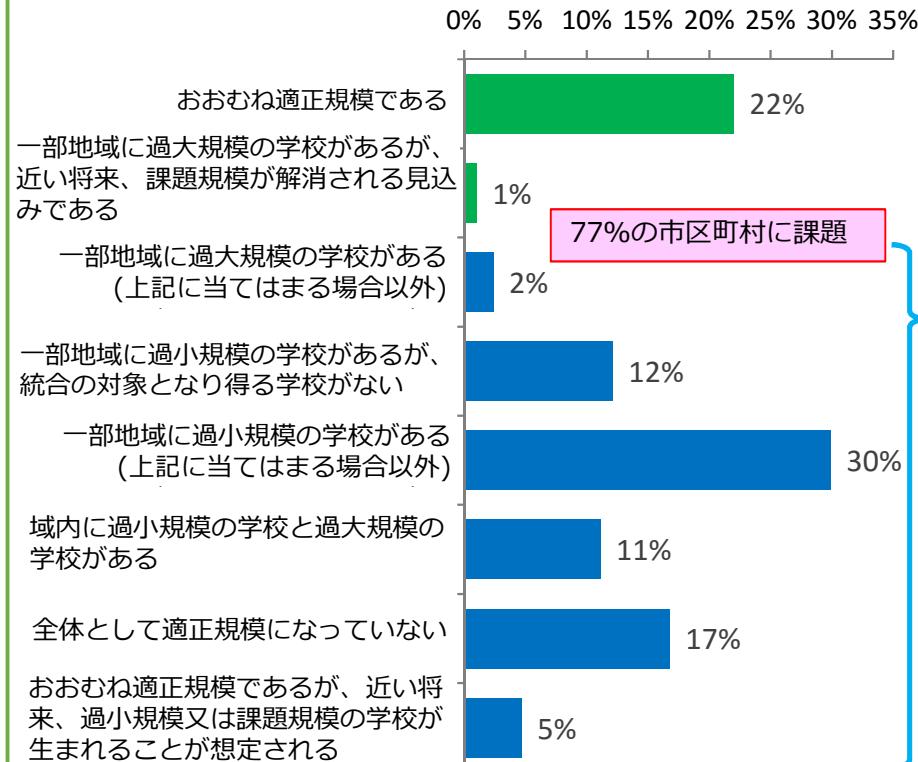
- 積極的に取り組んでいる 28% / 取り組んでいる 55%
- (内容)・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 83%  
・きめ細かな指導の徹底 81%  
・意図的に全員に様々な役割を経験させる 67%  
・体験的な学習、校外学習の頻繁な実施 56%  
・保護者地域と連携した効果的な生徒指導・進路指導 52% 等

#### ■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

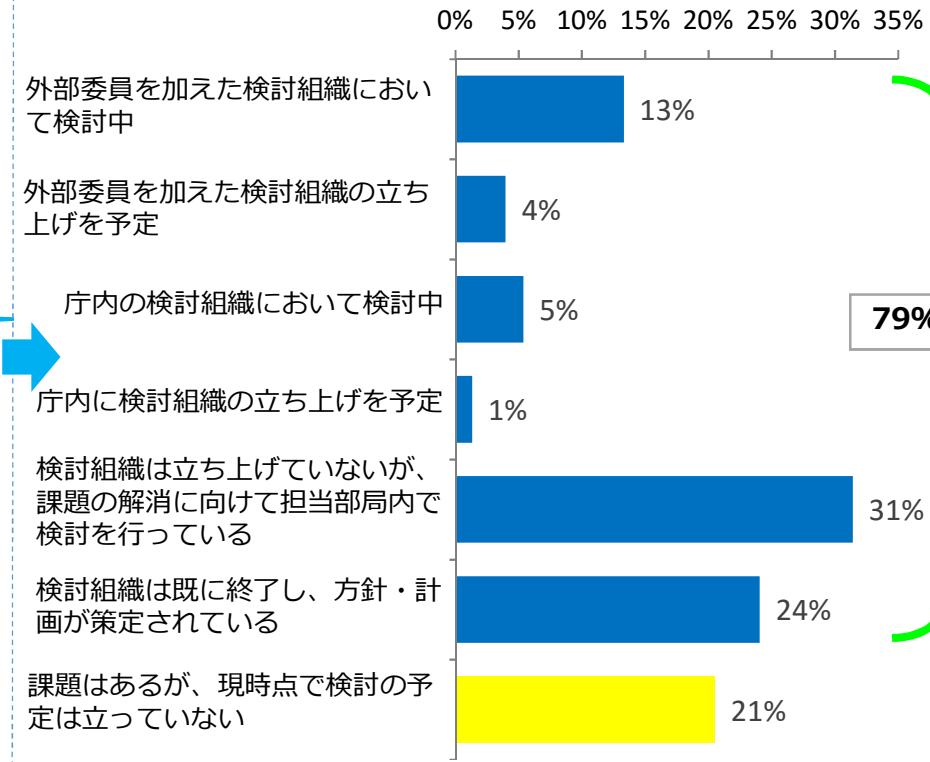
- 積極的に取り組んでいる 20% / 取り組んでいる 58%
- (内容)・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施 73% 等

## 市区町村における学校規模に関する認識と検討状況

### ◆市区町村の域内の学校の適正規模に関する認識



### ◆課題を認識している市区町村の課題解消に向けた検討状況



※グラフは数値を小数第一位で四捨五入しているため、合計値が100%にならない。

## ＜経済・財政再生計画 改革工程表(KPI)＞

### ◆学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合

※KPIの定義等 学校規模について課題を認識している市区町村のうち、課題解消に向けた検討に着手しているものと、既に検討が終了しているものの合計が占める割合



※1「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」における目標値  
※2「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」における目標値